

よくある質問

Q1. 「予期せず家計が急変した」とはどのようなものを指しますか。

A1. これまでは一定の収入があり、住民税所得割が課税されている世帯であっても、予期せず家計が急変し、住民税所得割非課税相当まで直近の収入が減少したことを指します。

定年退職による収入減少や、年金が支給されない月、事業活動に季節性があるものなどの通常収入が得られない月を対象月として申請することはできません。

Q2. 対象となる収入はどのようなものですか。

A2. 給与、事業、不動産、年金（遺族年金や障害年金など、非課税の公的年金は除く）の経常的な収入が対象です。

Q3. 「簡易な収入（所得）見込額の申立書」は世帯主のものを出せば良いですか。

A3. いいえ。令和5年度の全ての世帯員の記載と収入確認ができる資料が必要です。課税されている世帯全員の収入が予期せず減少していることが要件です。

Q4. 「世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯」とはどのようなものですか。

A4. 例えば、親(課税)に扶養されている大学生(非課税)や子(課税)に扶養されている両親のみの世帯(非課税)などをいいます。



エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、**調布警察署(042-488-0110)**か**警察相談専用電話(#9110)**にご連絡ください。

お問い合わせ

調布市物価高騰対策支援給付金
コールセンター

☎ 0120-700-143

受付時間 平日9:00~17:00
(土・日曜日、祝日を除く)



市ホームページ

家計急変世帯用

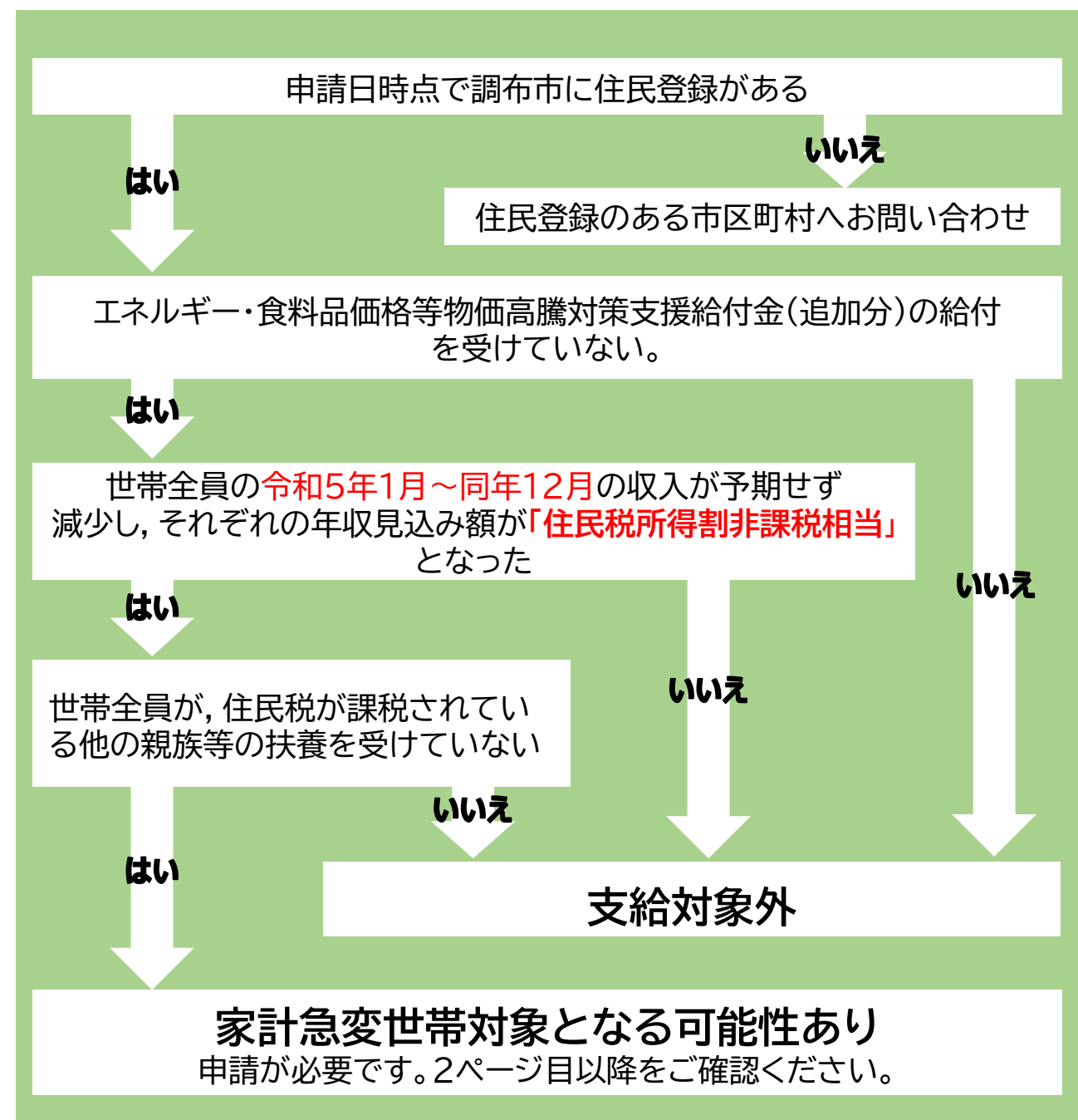
エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金（追加分）のお知らせ

対象

令和5年1月~同年12月に家計が予期せず急変し、住民税所得割非課税水準以下に相当する額以下となった世帯

支給額

1世帯あたり7万円（※住民票上の世帯）



支給要件

※以下の全ての要件を満たす必要があります

● 申請時点で調布市に住民登録があること

※1 令和5年12月1日時点で、国内の区市町村に住民基本台帳の登録があることが必要です。

※2 エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金（追加分）を支給された世帯は対象となりません。

※3 令和5年12月1日に同一世帯だった親族が、同年12月2日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなし、原則、世帯分離前の世帯主が支給対象者となります。

● 世帯全員の令和5年1月～同年12月の収入が予期せず減少し、それぞれの1年間の年収見込額(任意の1か月の収入を12倍)が「住民税所得割非課税相当」の水準となったこと

● 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯でないこと

住民税所得割が非課税相当水準の収入とは

● 判定方法

申請時点の世帯状況で、令和5年度分の世帯員全員のそれぞれの収入(所得)について判定します。収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。

※1非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金など)は含みません。

※2非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので、下表をご確認ください。

※3収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

● 所得割非課税相当水準となる金額

(1) 年収見込額の計算方法

1年間の収入見込額（令和5年1月～同年12月のうち任意の1か月の収入を12倍）が、下表A以下となる場合

(2) 年間所得見込額の計算方法

上記(1)の年収換算額から給与所得控除、経費、公的年金等控除を減額した年間所得見込額が、下表B以下となる場合（住民税申告書・源泉徴収票・給与明細などで判定）

住民税所得割非課税相当の収入限度額（早見表）

扶養している親族の状況		A 住民税所得割非課税相当限度額 (年間の収入額)	B 住民税所得割非課税相当限度額 (年間の所得額)
単身または扶養親族なし		100.0万円	45.0万円
配偶者・ 扶養親族 の合計人 数	1人	170.0万円	112.0万円
	2人	221.4万円	147.0万円
	3人	271.4万円	182.0万円
	4人	321.4万円	217.0万円
障害者、寡婦、ひとり親、 未成年の場合*		204.3万円	135.0万円

*限度額を超える場合は、上記扶養親族の人数に応じた金額を適用

必要書類

1. エネルギー・食料品価格等物価高騰対策支援給付金(家計急変世帯分)申請書
2. 申請者の本人確認書類写し*1
3. 申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（住民票の写し）
4. 戸籍の附票の写し（令和5年1月2日以降に、複数回転居した方のみ必要）
5. 振込口座の確認書類*2
6. 簡易な収入（所得）見込額の申立書（家計急変者）
7. 6に記載した「任意の1か月の収入*3」が確認できる書類の写し

*1 マイナンバーカード（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、パスポートなどの写し

*2 金融機関名・支店名(店番号)・口座名義人(フリガナ)・口座番号が確認できる、通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

*3 申立書に記載した任意の1か月の給与明細、雇用保険離職票、売上台帳など

※代理人が申請する場合

申請者・振込口座は、原則世帯主名義ですが、ご事情により、下記の方については申請者・振込名義として、代理申請することができます。※別途、代理申請書類をご提出いただきます

○同一世帯の世帯員、法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人など）

世帯によっては上記以外にも追加書類が必要な場合があります。

申請書の配布場所

給付金担当の窓口、生活福祉課（市役所3階）、神代出張所、各図書館
地域福祉センター、総合福祉センター、市民活動支援センター、男女共同
参画推進センター、産業労働支援センター（市民プラザあくろす2・3階）など



※調布市ホームページから申請書等をダウンロードできます。

市ホームページ

申請書の郵送先

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

調布市物価高騰対策支援給付金担当（家計急変世帯）宛

申請期限

令和6年4月30日（火曜日）必着

申請にあたっての注意点

- 家計急変世帯は、予期せず令和5年1月～同年12月に家計が急変し収入が減少した世帯に対し支給するものです。

例えば、定年による離職、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の収穫・出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として申請するなど、収入が減少することが、あらかじめ明らかかな月の収入減少により申請することはできません。

- 過去に申請した方も、新たに申請が必要です。
- 不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。